

# 一般社団法人昭和医科大学薬学部同窓会 定款施行細則（案）

## 第1章 総則

第1条 この細則は定款第3条の目的を達成するため、定款に必要な事項を規定し、円滑な法人運営を推進することを目的とする。

## 第2章 社員（評議員）の選任

第2条 社員（評議員）は、継続して会員歴が3年以上ある正会員の中から、社員により推薦され、理事会の議決を経た後、社員総会（評議員会）の議決により選任される。ただし、法人理事会が認めた場合はこの限りでない。

2 社員の定数は、支部若しくは複数の支部を統合した地域ブロックごとに定める。

3 支部及び地域ブロックについては、理事会の議を経て別に定める。

第3条 社員の推薦に際して、理事長が指定する期日までに下記の書類を法人理事長宛に提出するものとする。

（1）推薦人の署名又は記名押印がなされた所定の申請書

（2）推薦状

第4条 社員が、続けて3年間、委任なしで社員総会を欠席の場合は、社員の資格を失するものとする。

## 第3章 名誉会員及び特別会員

第5条 名誉会員を推薦するときは、理事長が指定した期日までに、推薦者による推薦書及び被推薦者の履歴書（本人の署名による）を本法人事務局に提出するものとする。

第6条 名誉会員として推薦する基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）本法人に特に功労があった者

（2）その他、本法人の進歩発展に著しく貢献した者

第7条 名誉会員は、会費が免除される。

第8条 名誉会員は、社員総会に出席して、意見を述べる事が出来る。ただし、議決には加わらない。

第9条 特別会員を推薦するときは、推薦者による推薦書を本法人事務局に提出するものとする。

2 特別会員は本法人の行う事業において正会員と同等の資格を有する。

## 第4章 会費

第10条 本法人の会費は原則として入会と同時に納入し、終身会費とする。納入方法等の詳細に関しては、理事会の定めるところによる。

- (1) 正会員は、15万円とする。
- (2) 会費とは別にサポーター会費（寄付）を集める。サポーター会費の金額や納入方法等の詳細については別に定める。

第11条 第10条に定める会費は、全て法人会計に繰り入れ、法人運営に使用するものとする。

## 第5章 理事の選出

第12条 理事は支部および地域ブロックを考慮して選出する。

第13条 理事を選出する母体となる支部及び地域ブロックについては、理事会の議を経て別に定める。

第14条 各選出母体の理事定数は被選挙権のある社員の割合を考慮して定める。

- 2 理事選出母体からの理事の選出は、原則、選挙によるものとする。

## 第6章 常任幹事、幹事および回生幹事の選出、任期と任務

第15条 常任幹事および回生幹事は理事長によって、幹事は支部選出理事によって推薦される。

- 2 常任幹事の定数は10名以内、幹事の定数は30名以内、回生幹事は回生毎に3名以内とする。
- 3 常任幹事、幹事および回生幹事の任期は、選任時の理事長の任期の満了する時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 常任幹事は理事会の指示を受け、法人業務の執行を実施する。
- 5 幹事は支部会との連絡を密にし、その情報を理事会に報告する。
- 6 回生幹事は、同期同窓生との連絡を密にし、その情報を理事会に報告する。

## 第7章 準会員に対する支援および表彰

第16条 定款第4条に定める本学学部生・大学院生の育成・研究支援の受給要件に関しては次のとおりとする。

- (1) 白衣はすべての学部準会員に授与される
- (2) 同窓会賞は会費納入済みの学部準会員に授与される
- (3) その他、特定個人への支援は会費納入済み準会員に授与される

## 第8章 補則

第17条 この施行細則に関し必要な規程は、理事会及び社員総会の議を経て、その都度別にこれを定める。

第18条 この施行細則の改廃は、理事会の議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

附則

- 1 この施行細則は、令和7年6月21日制定し施行する。